

# 議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

## 議案名

議案第89号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における出産被保険者の被保険者所得割額及び均等割額について産前産後期間の月割額を免除するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

次のとおり国保加入世帯における出産被保険者の被保険者所得割額及び均等割額を軽減するものです。

- 対象者は、国保に加入する出産被保険者
- 当該出産被保険者に係る所得割額及び均等割額について、単胎妊娠であれば産前産後4ヶ月分(12分の4)、多胎妊娠であれば同6ヶ月分(12分の6)を公費負担とすることにより免除する。

【例】 出産(予定)日：令和6年7月31日 4か月又は6か月分を免除します。

	出産月					
単胎妊娠	6月	7月	8月	9月		
多胎妊娠	4月	5月	6月	7月	8月	9月

※多胎妊娠：双子、三つ子など、同時に2人以上妊娠すること

- 財源に係る国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(施行期日：令和6年1月1日)

## 背景・経過

国においては「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、給付は現役世代へ少なく高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、従前より所要の改正を行っています。

産前産後保険料については、被用者保険や国民年金には既に免除制度があることから、国民健康保険でも同様の配慮を求める附帯決議が国会で採択され、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減、次世代育成支援を狙いとして免除制度が創設されました。